

まちなかの回遊性向上促進事業（公共空間活用促進事業）募集要項

1 本事業の趣旨

- ①新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた地域経済の回復を目的に実施するイベントを支援することでまちなかへの誘客を図る。
- ②公共空間を活用して新たな魅力を創出することで回遊性向上、滞在時間の増加を図る。
- ③様々な取組の実施を通じて、学生や若者など新たな世代を中心に、「まち」に関わる人を増やす。

2 本事業で行う取組の例(参考)

マルシェ、ワークショップ、交流イベント、トークイベント、スポーツイベントなど
※趣旨に沿った、参加型の取組・イベントを想定しています。

3 会場

①若草通、②別府街区公園、③一番街、④高千穂通り、⑤四季通り、⑥ハイカラ通り、⑦広島通り、⑧駅前通り、⑨中央通り、⑩西橋通りで各道路管理者が認めるエリア。

4 期間

毎年度4月～3月上旬まで(ただし、補助金交付額が予算額に達し次第、受付終了)。
既存イベント(街市・各商店街等が実施するイベント・高校生商店街・市主催共催イベント等)が開催される場合、既存イベントの運営に支障が出ない範囲での実施は可能です。その場合は、既存イベント実施団体との調整が必要になります。

5 補助金額

補助対象経費の一部又は全額
上限一律20万円/1イベント

- (1)補助率 4/5 … 実施内容のうち、収益性のあるイベント
- (2)補助率10/10 … 実施内容のうち、収益性のないイベント

6 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用含む、詳しくは別表を参照ください。

7 申込資格

以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 趣旨に沿った取組・イベントを計画する個人又は団体。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがない取組・イベントを行おうとする又は行っている個人又は団体。
- (3) 宮崎市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す

る暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと（法人の場合は役員も含む）。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防に対する対策を行っていること。

8 申請等に係る注意事項

(1) 補助金は、原則として実施後の精算払とします。※事前払が必要な場合は、ご相談ください。

(2) 各エリアの使用にあたっては、以下のとおり別途手続きが必要になります。

■ 道路（若草通・一番街・四季通り・ハイカラ通り・広島通り・駅前通り・中央通り・西橋通り）

宮崎市用地管理課へ道路占用許可、宮崎北警察署へ道路使用許可

■ 道路（高千穂通り）

宮崎県土木事務所へ道路占用許可、宮崎北警察署へ道路使用許可

■ 公園

宮崎市公園緑地課へ公園内行為許可申請等

■ 飲食物を提供する場合

宮崎市保健所へ臨時営業許可申請等

■ 火気使用を伴う場合

宮崎北消防署へ届出

(3) 実施後に、補助事業実績報告書、事業実施報告書、収支決算書（領収書等の支払いが確認出来るもの）、写真（設営後、実施中、撤去後）の提出が必要です。

9 実施運営等に係る注意事項

(1) 設備の設置、撤去、管理は申請者の責任で行ってください。

(2) 特定の選挙について、特定の候補者の当選を図る選挙活動や、布教・伝道や宗教的な意味を帯びる活動は本事業の対象となりません。

(3) 実施の際、車輛通行量の多い箇所に警備員を配置するなど、運営スタッフ、参加者、歩行者含めて安全管理を徹底してください。

(4) 取組・イベントの実施について、申請後に商店街等とより良い内容にするために調整が必要となる場合があります。その際は、計画している内容の再調整をお願いしますので、対応をお願いします。なお、商店街の同意を得ることが出来ない場合にはイベントの実施はできません。

(5) 大きな音を出すことや、強いにおいを出すこと、煙を出すことなど、周囲に迷惑をかける内容については、本事業の対象となりません。また、実施中に改善をお願いする場合があります。

(6) 実施中に安全管理がなされていないことや迷惑行為があり、改善が見られない場合は、実施中であっても終了させる場合があります、その場合は補助金も支払いませんので、あらかじめご了承ください。

(7) その他、各エリアでの個別の注意事項は以下のとおりです。

（若草通・一番街・四季通り・ハイカラ通り）

・取組・イベント実施については、原則として13:00～18:00の間を想定しています。

・使用後は、清掃を徹底してください。

（別府街区公園）

- ・使用後は、芝・園路等の損傷復旧と、清掃・後片付けを徹底してください。
(高千穂通り・広島通り・駅前通り・中央通り・西橋通り)
- ・使用後は、清掃を徹底してください。

10 その他

- (1) イベントの開催にあたっては、近隣店舗との連携を図る内容等も検討し、実施していただきます。
- (2) 本補助金の交付は公共空間を活用した新たな取組に対して行います。(同一年度内で複数回実施する場合、同じ場所・同じ内容での取組は対象外となります。)
- (3) 本年度事業予算の範囲内での募集といたします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により開催の中止や縮小の対応を取っていただく場合があります。

11 申込方法

(1) 申込期限

原則として、取組・イベントの開催予定日の前日から1週間前まで（前日から1週間前が祝日の場合は、その前の開庁日までとします）。

(2) 提出書類・方法

- ① 補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号）
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 平面図
- ⑤ スタッフ名簿（様式第3号）
- ⑥ 市税納付状況確認同意書（様式第4号）
- ⑦ 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- ⑧ 相手方登録申請書

※提出書類は、市のホームページ（<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/tourism/138083.html>）でダウンロードできます。

(3) 提出場所

宮崎市まちづくり課企画係（宮崎市役所第2庁舎8階）

12 お問い合わせ先

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号

宮崎市役所まちづくり課企画係

TEL : 0985-40-2045 FAX : 0985-20-8323

E-mail : machizukuri@city.miyazaki.miyazaki.jp